

令和4年度 第1回 佐久市国民健康保険運営協議会

議事録

日 時 令和4年8月29日（月） 午後1時30分～午後2時25分

場 所 佐久市役所 南棟3階会議室

出席者 委員20名（欠席者なし） 事務局 11名

1 開会（進行：事務局）

2 委嘱書交付

委員改選により各委員へ委嘱書を交付（机上へ配布）

3 あいさつ

柳田市長あいさつ

4 委員自己紹介

口頭での自己紹介無し。別紙名簿と席次表に代える。

5 市関係職員自己紹介

口頭での自己紹介無し。別紙名簿と席次表に代える。

6 会長及び職務代行者あいさつ

（委員）

事務局案をご提案いただきたい。

（事務局）

引き続き、会長には佐久市シニアクラブ連合会より選出の井出進委員、会長職務代行者には佐久市民生児童委員協議会より選出の木村春江委員にお願いしてはいかがでしょうか。【満場一致により承認】

7 会長及び職務代行者あいさつ

井出会長あいさつ

木村会長職務代行者あいさつ

8 議事録署名委員の指名（進行：会長）

（会長）

議事録署名委員は高見澤秀一委員と小林美枝子委員にお願いします。

9 報告事項（説明：事務局）

（1）令和3年度 国民健康保険特別会計の状況について（会議資料No.1～4）

（事務局）

新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、佐久市国保運営協議会の任務などについてご説明いたします。

佐久市国民健康保険協議会規則の第2条任務の規定をご覧ください。国保運営協議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について審議答申するとされております。

市長からの協議会に諮問の事項及び必要と認める重要事項となっております。なお、任期につきましては国民健康保険法施行令第4条委員の任期に3年とすると定められております。

ここで言う諮問事項でございますが、主には、国保税の税率改正に関する事項でございます。

なお、税率改正につきましては、令和3年5月に当運営協議会へ諮問を行い、国保税率等の見直しについて答申をいただいております。

次に、国保財政の基本的な枠組みについて説明をいたします。

平成30年度の国保運営の都道府県化単位化により国保財政の枠組みが変更となっております。市町村の会計には一般会計と国保特別会計がございます。市が保険者となる国民健康保険事業は事業に係る歳入歳出を一般会計と区別しまして、独立の原則に基づき国保特別会計を設置し運営をしております。

被保険者の皆様から納めていただいた保険料、佐久市では国保税ということになりますけども、この国保税と市町村の一般会計からの保険基盤安定繰入金、こちらを合わせまして、都道府県の国保特別会計納付金として納付する仕組みでございます。

なお、一般会計からの保険基盤安定繰入金、こちらは国保税の算定に当たり所得金額が一定以下の世帯について、均等割、平等割が軽減されます。

その軽減の相当額を、市町村の一般会計から繰り入れることにより、被保険者の国保税負担の緩和および国保の財政基盤の安定化を図るものでございます。

都道府県の国保特別会計からは、保険給付費等交付金（特別交付金）でございますが、保険者努力支援相当分などが市町村に交付されます。

この保険者努力支援分とは、特定健康診査の受診率や国保税の収納率などの取り組みに対して交付されるものでございます。

次に、医療費につきまして、被保険者が医療機関へ受診いたしまして、自己負担分以外の医療費の支払いでございますけれども、支払いの簡素化とありますが、都道府県の国保特別会計から直接、国保連合会へ支払われ、その後、各医療機関へ支払うという流れになっております。以上が国保財政の枠組みについての説明になります。

長野県におけるにおける国民健康保険運営の中期的改革方針について、平成30年度の国保運営の都道府県単位化による長野県における国保運営の動きについて説明をさせていただきます。

長野県では、被保険者の負担の平準化を図るため、保険料水準等の統一に向けたロードマップを作成しております。

保険料については令和9年までに資産割の廃止や、均等割や平等割の統一などの方針が出ております。目指す姿は完全統一から標準保険料率の採用となっております。

今後佐久市においても、資産割の廃止など、保険料の統一に向けた取り組みを進めてまいります。以上が運営の動きの説明になります。

続いて、令和3年度国民健康保険特別会計決算の概要について説明をさせていただきます。

歳入歳出決算額の状況でございますが、歳入合計と歳出合計の差引額は、1億1817万6000円、実質収支は2億4273万円でございます。実質収支については、6年連続のプラスとなりました。

歳入の令和3年度決算と、令和2年度決算との比較で増減額が大きい部分について説明をいたします。

国民健康保険税は、前年度比較1億3757万4000円の減。率で6.5%の減でございました。

税率につきましては、令和3年度に見直しを行い、医療分について引き下げを行っております。決算額の増減の理由は、税率の引き下げと被保険者が減少したことによるものでございます。

収納率につきましては、全体で86.51%、前年比率0.03ポイントの増。現年課税分は、94.92%、前年度比0.25ポイントの減となりました。課税状況ですが、現年度分の1人当たり調定額は9万5932円、訓練費3784円の減、収入額は9万1055円、前年比3844円の減となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年比3割減少したことによるコロナ減免は39件、595万2200円でございます。この減免額につきましては、国および県の特別交付金により財政支援がございました。

次に県支出金は、全体では4億6952万円の増、率で7.1%の増となりました。このうち、普通交付金は保険給付費の増に伴い、4億9329万3000円の増となりました。

この普通交付金は、歳出の保険給付費のうち、出産育児一時金、葬祭費、結核精神給付金などの任意給付分および審査支払手数料の一部を除いた額が、県から全額交付されます。

前年度繰越金は3億4115万1000円の増額となりました。

その他の収入のうち、保険給付費等交付金精算による返還金は、令和3年2月診療分の療養給付を概算払いしておりましたことによる国保連合会からの精算に伴う返還金になります。

次に歳出決算額の状況でございますが、下段の歳出概要欄にて説明をいたします。

保険給付費は4億8014万1000円の増、率で7.4%の増でございます。増加の主な要因はコロナ禍による受診控えからの反動によるものでございます。

国民健康保険事業納付金は、前年度比4887万2000円の減、率で2.1%減となりました。この納付金は、長野県が算定いたしますが、初めに県全体の納付金総額を算定しまして、各市町村の納付金については、被保険者数、世帯数、所得額に応じて按分をしまして、医療費水準を反映させまして、納付金額を算出しております。佐久市においては、被保険者数および世帯数の減少により減額となっております。

基金積立金は、4億9732万6000円の増でございます。

償還金は一般会計からの基準外の繰入金総額10億2500万円を返還したものであるものです。その他歳入でもご説明いたしましたが、令和3年2月診療分の療養給付費が概算払いであり、精算に伴い、県へ返還を行うものでございます。

基金残高につきましては、令和3年度は前年度の繰越金や利子分の積み立てを行い、一般会計から借り入れた10億2500万円の返還のため取り崩しを行い、年度末残高は11億2893万5000円でございます。

国民健康保険加入者の状況になりますが、加入世帯数1万3201世帯で加入割合は30.8%で前年度比0.4ポイントの減、加入被保険者数2万264人で、加入割合は20.6%、前年度比0.4ポイントの減でございます。

被保険者数の推移は年々減少傾向でございますが、65歳以上の割合は増加しております。平成29年度と比較いたしまして令和3年度は5.6ポイント増加しております。

次に、年齢別加入者の状況でございます。団塊の世代の方が後期高齢者医療保険移行いたしますので、被保険者数の減少はさらに進むものでございます。

次に、医療費の推移でございますがコロナ禍における受診控えからの反動により大きく伸びておりますそれに伴い、1人当たり医療費の推移では、県内市町村を上回る金額となっております。主に入院費の伸びが大きくなっておる状況でございます。

国保税の推移は、収納率と1人当たりの調定額でございます。先ほど決算の中で説明させていただいたものをグラフとしております。

納付金は、退職分の精算などを除きまして、一般被保険者分の基礎のみを記載してございます。従いまして決算数値とは違いがございます。

基金保有状況はご覧の通りでございます。

特定健診の受診率ですが、速報値にはなりますが、46.5%で、前年度より6.2ポイント増加しております。

これは、AIを活用し、対象者を抽出しまして、ナッジ理論を用いて受診勧奨を行ったことや、令和2年度から個別検診特定健診を40歳から74歳の方を無料にしたこと、また、治療中であっても検診の勧奨を行ったことの効果と考えております。

ジェネリック医薬品の使用率は84%でございました。前年比0.2ポイントの増となり、国の目標数値である80%を超えております。

(会長)

事務局から説明をいただきましたが、委員の皆さんから何かご意見やご質問はありますか。全体の中から見ると、昨年、保険税率を下げましたが、事業基金の保有状況も決算も健全な状況ではないかと思っておりますので、引き続き健全経営に向けて進めていただきたいと思います。

ご質問ないようですので、続きまして「(2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」説明をお願いします。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について（会議資料No.4）

(事務局)

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について説明をさせていただきます。

この一体的実施ですが、令和2年度に国民健康保険法、またあの介護保険法等の一部が改正され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という新たな制度が始まり、後期高齢者の医療保険者である後期高齢者医療広域連合と市町村が協力をしまして、後期高齢者の健康維持、フレイル予防に努めるための新たな仕組みが作られております。

これを受けまして佐久市では、今年、令和4年度から取組みを開始したところです。

佐久市のこの事業の特徴といたしまして、後期高齢者だけではなく、今後75歳以上を迎える市民の方、国保の方も含む市民の方に対しても広く健康作りやフレイル予防に向けた取組みを展開していくということが挙げられます。

庁内関係部署のみならず、地域の医療関係団体や地域福祉の関係者の皆様と佐久市の健康課題を共有いたしまして、連携を持ちながら、病気の重症化予防、フレイル予防の取組みを進めまして、結果的に健康寿命の延伸、並びに医療費および介護給付費の伸びの抑制を図り、高齢になっても安心な暮らしやすい地域を目指していくものとなります。

佐久市の健康課題としましては、心疾患や脳血管疾患の死亡率が高いこと、またそれらが要介護の原因ともなっていると思われること、さらに医療費におきましては、心疾患や脳血管疾患の他、骨折や慢性腎臓病、さらにそれらに繋がる糖尿病等の生活習慣病が多いということが挙げられます。また、検診の受診率が国保においても、後期高齢者の方においても低いということが挙げられます。

以上を踏まえまして、検診受診の推進を初めとした以上のような取組みを地域の関係者皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、また今後ともそれぞれのお立場からのご意見やご指導、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

説明をいただきましたけれども、皆さんから何かご質問ご意見等がありますか。

私はシニアクラブ連合会という立場から、連合会には高齢者の方がたくさんおりますが、連合会に入っている会員の減少やクラブの減少により、こういった情報を発信する機会が減って心配しています。佐久市には240の区がありますが、このシニアクラブ連合会が組織化されているところは約20%しかありません。

ですから残された区の皆さん、やはりこういう行政の皆さんから情報発信であるとか、もしくはこういうシニアクラブの組織の中で、新しい取組み等をぜひ情報発信していきたいというのが今の私の気持ちです。せっかくこういうシステムがありながら、なかなか末端まで素早く浸透するのは、いろんな組織の中ではあるかなと思います。ぜひまた今後につきましても、早くこういった取組みを浸透させたり、進められるようにしていただければありがたいです。

皆さんよろしいでしょうか。この制度を進めていかれるということです。特別なご質問は無いようですので、続きまして10番目のその他ですが、「(1)マイナンバーカードの保険証利用について」説明をお願いします。

10 その他

(1) マイナンバーカードの保険証利用について

(事務局)

マイナンバーカードの健康保険証利用並びに佐久市の取り組みについてご説明いたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用ですが、昨年10月から本格運用がスタートしております。医療機関等の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことで本人確認をすることができるだけでなく、検診や薬剤情報を共有したり、また自身が閲覧したりすることが可能となるため、より良い医療を受けることや自身の健康管理に役立つほか、オンラインで医療費控除がより簡単にできるといったようなメリットがございます。

保険証利用には申し込みが必要となりますが、健康保険証は原則廃止となる見込みですので、マイナンバーカードを既にお持ちの方は、健康保険証利用の申し込みを、まだお持ちでない方はマイナンバーカードの取得と合わせ申し込みをお願いいたします。

佐久市では、1人でも多くの皆さんにマイナンバーカードをお持ちいただくため、通常の窓口の受付とは別に、来月イオンモールに出張申請窓口を設置する予定でございます。

また、企業等に市職員が直接お伺いして申請を受け付ける出張申請受付、こちらの方も実施しており、仕事等の都合でなかなか申請ができなかったのも助かるといったような声も頂戴しております。

各種団体の皆様におかれましても、出張申請受付についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、本日は医療機関関係者の皆様もいらっしゃいますので、佐久市オンライン資格確認等事業補助金についてご説明いたします。

来年4月から医療機関等におけるオンライン資格人資格確認の導入が原則義務化される中、国の補助制度とは別に佐久市独自の補助金制度を設けております。

既に市からの補助金支払い処理が済んだ医療機関等もごございますが、7月末現在市内の医療機関等におけるオンライン資格確認機器等の導入状況は約25%とのことでございます。

昨今の半導体不足等の影響から機器の納入等が見通せないということも承知しておりますが、機器等の導入に向け当該補助金制度の積極的な活用をお願いしたいと思っております。

(会長)

マイナンバーカードは、以前から言われておりますがその取得率がまだ低いという状況で、出張窓口で手続きができるので早く取得していただきたいということです。

(委員)

マイナンバーカードが保険証として使えるということですが、保険証が使える病院、薬局等の医療機関の名前が知られていないのでは。

今はまだ使用できる医療機関が限定されていますが、だんだん増えて来ているとは思いますので、マイナンバーカードを保険証として使えるということを周知していくことで、どんどん変わると思っています。

今現在マイナンバーカードが使える病院とか薬局をサクライフなどでPRし、保険証利用のためのシステムの導入についても併せて広報すれば、いろんなメリットは十分承知していますので、導入を促進できるのではないかと思います。

また、国の方でシステム導入に対する補助額見直し等の動きがあるようですが、市の補助はどうなるのでしょうか。

(事務局)

国で補助額見直し等の動きが出ていることについてはこちらも把握しておりますが、これに伴う対応等については課内で検討しているところですので、今後の対応については、追ってご連絡させていただきたいと考えております。

また、なかなかシステム導入が進まないという話もありましたが、システムを入れようとしても半導体不足等の影響もあり、なかなか入れることができないというような声を頂戴していることは承知しておりますので、こちらの対応につきましても、できることを検討させていただきたいと思っております。

(会長)

マイナンバーカードには、いろいろなメリットがあるということを周知していただければと思います。

続いて、国民健康保険運営協議会委員等研修会について事務局より説明をお願いします。

(2) 国民健康保険運営協議会委員等研修会について

事務局より今年度の研修会中止についての連絡

(会長)

議題は以上ですが、委員の皆さんからせっきくの機会ですので、こういった話があるとかお願い等がありましたらお伝えさせていただきたいと思っております。

(委員)

先ほどご説明いただいたマイナンバーカードの件で、マイナンバーカードには有効期限がありますか。更新の時期はいつになりますか。

(事務局)

利用者用のパスワードの有効期限があり、更新が必要です。お子さんなどは顔が変わりますので、有効期限が短く設定されています。マイナンバーカードが始まった初期の頃にカードを作られた方は、そろそろ切れる方もいらっしゃいます。

マイナンバーカードには有効期限があり、更新が必要であることをご承知おきいただきたいと思います。

11 閉会